

青森県報

号外第三十二号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目 次

教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	（職員福利課）	一
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	（義務教育課）	一
青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令	（教育政策課）	三
技能技術及び技能主事業務区分規程の一部を改正する訓令	（職員福利課）	四
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令	（同）	四
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	（同）	四
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	（同）	五
青森県教育委員会専決決規程の一部を改正する訓令	（同）	五
青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令	（同）	六
実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令	（学校施設課）	六
青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令	（県立学校課）	八
青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令	（同）	八
教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正	（義務教育課）	九

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「教育庁（教育事務所及び埋蔵文化財調査センターを除く。）の職員に限る。」を「県費負担教職員（教育長が別に指定する者を除く。）及び教育長が別に指定する機関の職員を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「出願」を「申請」に改める。

本則中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加の申請）

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを受けよ

うとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、免許状を添えて、授与権者に提出しなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。
第五条の二 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 人物に関する証明書
- 二 身体に関する証明書
- 三 免許状
- 四 単位修得証明書
- 五 実務に関する証明書

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

- 一 人物に関する証明書
- 二 身体に関する証明書
- 三 免許状

第十条の見出し中「盲学校、聾学校の特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に改め、同条第一項中「盲学校又は聾学校の特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改め、同条第二項中「盲学校若しくは聾学校の特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改め、同項第三号中「盲学校又は聾学校」を「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第十二条第一項中「教育職員免許状交付願」を「教育職員免許状交付申請書」に改め、同条第三項中「願い出る」を「申請する」に改める。

第十三条中「教育職員免許状書換又は再交付願」を「教育職員免許状書換又は再交付申請書」に改める。

第十七条中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

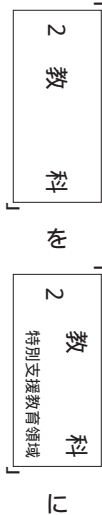
第十九条中「色覚」を削る。

第二十一条第一項中「教育職員免許状授与又は交付証明願」を「教育職員免許状授与又は交付証明申請書」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

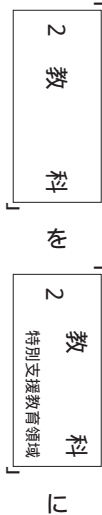
第一号様式中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に「お願ひします」を「申請します」に改め、



改め、同様式中を中第1号と同一、同第2号と同一のように加える。

1 特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加を申請する場合は、当該領域を記入する。

第二号様式中「教育職員免許状交付願」を「教育職員免許状交付申請書」に「お願ひします」を「申請します」に改め、



改める。

第三号様式中「教育職員免許状書換願」を「教育職員免許状書換申請書」に改める。

第七号様式中「出願する」を「申請する」に改め、



第八号様式中



第十号様式中「教育職員免許状



申請書」に「お願ひします」を「申請します」に改める。

第十一号様式及び第十二号様式中

教	科	を	教	科
			特別支援教育領域	

に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

「年月日

授与権者の印

第十四号様式中

授与権者を

「年月日

青森県教育委員会」に改める。

第十五号様式中「教科外の教授担任許可願」を「教科外の教授担任許可申請書」に改め、「申請いたしますから」を「ご」、「お願いします」を「申請します」に改め、

職業 実習	商業 実習		英語	
農業 実習	水産 実習		宗教	
工業 実習	商船			
工業 実習	商船 実習			
商業	職業 指導			

を

職業 実習	情報 実習	職業 実習	福祉 実習	
情報 実習	商業 実習	商業 実習	商船 実習	
農業 実習	水産 実習	水産 実習	職業 指導	
工業 実習	福祉 実習	英語	宗教	
工業				

に改める。

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程（昭和三十九年五月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「及び委員」を「委員、広報総括責任者及び広報責任者」に改め、同条第三項中「本庁各課一名とし、グループリーダーのうちから委員長が命ずる」を「広報主管課長を除く本庁各課長をもって充てる」に改め、同条に次の一項を加える。
- 広報総括責任者は、企画調整報道監をもって充てる。
- 広報責任者は、本庁各課一名とし、グループリーダーのうちから委員長が命ずる。
- 第五条第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。
会議は、委員長、副委員長、委員及び広報総括責任者をもって組織する。
- 第七条を第九条とし、第六条第三項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 広報総括責任者の求めに応じて、連絡会議に出席すること。
同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（広報総括責任者の職務）

第六条 広報総括責任者は、上司の命を受けて、教育委員会の所掌事務に係る広報活

動の整理及び調整を行うとともに、当該広報活動について関係課との調整に当たる。

2 広報総括責任者は、前項の規定に定められた事務を処理するため、広報連絡会議（以下「連絡会議」という。）を主宰し、会務を掌理する。
（連絡会議）

第七条 連絡会議は、広報総括責任者及び広報責任者をもつて組織する。

2 連絡会議は、広報総括責任者が招集する。

3 連絡会議においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 会議の協議に必要な整理・調整に関する事。
- 二 広報活動の調整に関する事。
- 三 広報活動の実施に関する事。
- 四 その他広報活動に関する事。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

技能技師及び技能主事業務区分規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

技能技師及び技能主事業務規程の一部を改正する訓令

技能技師及び技能主事業務区分規程（昭和五十四年八月青森県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「主任技能技師、主任技能主事、」を削る。

第一条中「主任技能技師、主任技能主事、」を削り、同条の表中「主任技能技師及び「主任技能主事」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の(3)中今別高等学校の項、五所川原高等学校の項、深浦高等学校の項、大鰐高等学校の項及び八甲田高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

川本町御前町御前町校	川本町
------------	-----

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を次のように改める。

4 休憩時間は、午後零時から午後零時四十五分までとする。ただし、一日の勤務時間が六時間を超えない再任用短時間勤務職員については、所属長が定めるところにより、休憩時間を置かないことができる。

第四条第五項及び第六項中、「休憩及び休息时间」を「及び休息时间」に改める。

第十二条第一項中「及び休息时间」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表の休暇の区分の欄中「若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十二条」を削る。

第三号様式中「、休息时间及び休息时间」を「及び休息时间」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十三号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「全国スポーツ・レクリエーション祭準備室長」を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長」に改め、「以下同じ。」の下に「又はグループに属さない職員のうちから教育長の承認を得て当該課長が指定する職員（以下「課長指定職員」という。）」を加える。

第八条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本庁の課長の事務のうちから教育長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させる場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

- 一 課長が不在のときは、課長指定職員がその事務を代決する。
- 二 課長及び課長指定職員がともに不在のときは、グループリーダーがその事務を代決する。

別表第一義務教育課の項課長専決事項の欄第四号中「中学校」の下に「（県立中学校を除く。）」を加え、同表県立学校課の項教育次長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「県立学校長の」の下に「四日を超える年次休暇の確認及び時季変更並びに」を加え、「職員の勤務時間、休日及び休暇第十一条第一号に掲げる疾病による病気休暇を除く。」を削り、同欄第二号中「県立学校職員」の下に「の職員の勤務時間、休日及び休暇第十一条第一号に掲げる疾病による病気休暇及

び県立学校職員」を加え、「職員の勤務時間、休日及び休暇」を「同規則」に改め、同欄第三号中「三日」を「五日」に改め、同欄第十三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同欄に次の一号を加える。

二十一 県立高等学校の生徒に係る授業料又は受講料の免除及び授業料の免除の取消しの承認

別表第二各課共通の項第九号中「及び赴任」を削り、同表職員福利課の項中第四号を削る。

別表第三所長専決事項の欄第十三号中「中学校」の下に「(県立中学校を除く。)」を加え、同表次長専決事項の欄第二号中「所属職員(長を含む。)」及び「を削り、「をいう」を「に限る」に改め、同欄第十号中「児童手当法」を「職員に係る児童手当法」に改め、同欄第十一号中「県費負担教職員」を「職員」に改め、同欄第十二号中「職員の給料及び職員手当等の」を削る。

別表第三の二次長専決事項の欄中第一号から第十号までを削り、同欄第十一号中「職員の給料及び職員手当等の」を削り、同号を第二号とし、第十二号を第三号とする。

別表第五中第二号から第十号までを削り、同表第十一号中「職員の給料及び職員手当等の」を削り、同号を第二号とし、第十二号を第三号とする。

別表第六第二号中「預金利子及び」を削る。

別表第七第一号中「次のこと。」「の下に「(金木高等学校長に限る。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程(昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号から第四号までを削り、第五号中「所属職員」の下に「(長を含む。)」を加え、同号を第一号とし、第六号を第二号とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号から第五号までの事務は、金木高等学校の校長に限る。

第三条第二項に次の四号を加える。

二 所属職員に係る人事委員会規則七・一六六(扶養手当)第四条第一項の規定による扶養親族届及び扶養手当の月額額の認定並びに同規則第五条の規定による事後の確認

三 所属職員に係る人事委員会規則七・一〇九(住居手当)第六条の規定による住居届の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認

四 所属職員に係る人事委員会規則七・四四(通勤手当)第四条の規定による通勤届の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二条の規定による事後の確認

五 所属職員に係る人事委員会規則七・一五九(単身赴任手当)第八条の規定による単身赴任届の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第十条の規定による事後の確認

3 中学校の校長に、第一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。
一 県立中学校入学者選抜のための適性検査の問題及び検査場の管理、監督並びに採点に関すること。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十五号

庁 内 一 般
県立八戸水産高等学校

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和四十五年四月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「航海日当及び食卓料」を「食卓料及び航海旅行雑費」に改める。

第三条を次のように改める。

（目的地の区分）

第三条 日額旅費の支給に当たっては、目的地（目的海域を含む。以下同じ。）を次の区域に区分するものとする。

第一区 本邦並びに東経一二七度北緯二二度、東経一三五度北緯三〇度、東経一四三度北緯三二度、東経一四六度三〇分北緯四〇度、東経一五〇度北緯四四度、東経一四六度北緯四八度、東経一四〇度北緯四八度、東経一三五度北緯四〇度、東経一三〇度北緯三八度、東経一二六度北緯三四度、東経一二六度北緯三〇度、東経一二二度北緯二七度及び東経一二二度北緯二二度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定けい港の区域（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）第一条に規定する区域）及び外国の領海を除いた区域

第二区 東経一七五度、北緯二二度、東経一一〇度及び北緯五一度の各線によって囲まれた区域で、第一区の区域及び定けい港の区域を除いた区域

第三区 東経一七五度、北緯五一度、東経一三四度及び北緯六三度の各線によって囲まれた区域並びに東経一七五度、南緯一一度、東経九四度及び北緯二二度の各線によって囲まれた区域

第四区 第一区、第二区、第三区及び定けい港の区域以外の区域
第四条第一項中「について」の下に、「前条の目的地の区分に従い」を加え、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項を次のとおり改める。

2 食卓料は、定けい港（実習船が通常てい泊し、又はけい留すべきものと教育長が指定した港をいう。以下同じ。）又は根拠港（漁ろつ、調査及び試験に係る期間中

実習船が通常てい泊し、又はけい留すべきものと教育長が指定した港で定けい港以外のものをいう。）を出港した日（出港のため仕込みをする場合は、その仕込みを開始した日。以下同じ。）から、これらの港に入港した日（これらの港において漁獲物の販売をする場合は、その販売を終了した日。以下同じ。）までの期間（以下「航海」という。）において目的地が二以上の区域であるときは、額の多い方の定額により支給し、天災、その他やむを得ない理由により、その区域を異にする目的地に航海することとなったときは、その区域を異にした期間中に限り、額の多い方の定額により支給する。

第七条中「航海日当及び食卓料」を「食卓料及び航海旅行雑費」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「航海日当及び食卓料」を「食卓料及び航海旅行雑費」に改め、同条第二項中「航海日当」を「航海旅行雑費」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
（航海旅行雑費）

第五条 航海旅行雑費は、一航海について、第三条の目的地の区分に従い、別表第二の定額によりこれを支給する。ただし、目的地が第二区、第三区又は第四区の区域にある場合の航海旅行雑費は、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額を支給する。

2 前項の航海旅行雑費の支給については、前条第二項の規定を準用する。

3 出港のため仕込みをする場合において、仕込みを終了した日又はその翌日に出港しなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その仕込みを終了した日の翌日から出港した日の前日までの期間の航海旅行雑費は支給しない。

別表第一を削る。

別表第二を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第五条関係）

航海旅行雑費（一日につき）			
第一区	第二区	第三区	第四区
六円	九円	一、二円	一、五円

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第十六号

庁 内 一 般
立 学 校

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校臨時職員管理規程（昭和四十一年四月青森県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む。）中「覚え書」を「覚書」に改める。

第十条を次のように改める。

（休暇）

第十条 期限付臨時職員の休暇の種類、期間及び単位は、青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の適用を受ける期限付臨時職員の例による。

2 休暇の届出、申出、請求及び承認については、別に定める。

第3号様式中「4 賃金 円」を

「4 勤務内容

5 勤務時間等に関する事項

(1) 勤務日（週休日）

(2) 勤務時間及び休憩時間

(3) 時間外勤務の有無

(4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

6 賃金に関する事項

(1) 月額（円額） 円

(2) 月額（円額）以外の事項 別に交付する書面に記載するとおり、

第5号様式中「覚え書」を「覚書」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第十七号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「分校」を「分校又は校舎」に改める。

別表第一全日制の課程の副校長又は教頭専決事項の欄中「全日制の課程」を「高等学校（全日制の課程）、特別支援学校又は中学校の」に改め、同欄第一号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、「全日制課程」を「全日制の課程」に、「二日」を「四日」に改め、同欄第二号中「二日」を「四日」に改め、同表定時制の課程又は通信制の課程の副校長又は教頭の専決事項の欄中「定時制の課程又は通信制の課程」を「高等学校（定時制の課程又は通信制の課程）」に、「教頭の」を「教頭」に改め、同欄第一号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、「二日」を「四日」に改め、同欄第二号中「二日」を「四日」に改め、同表専決事項の欄第一号中「高校」を「高等学校」に、「二日」を「四日」に改め、同欄第二号中「二日」を「四日」に改め、同欄第三号中「改定」の下に「（金木高等学校に限る。以下第十二号まで同じ。）」を加え、同欄第十三号中「振替命令」の下に「及び返納通知」を加え、同表の備考第一号及び第二号中「全日制の課程の」を「高等学校（全日制の課程）、特別支援学校又は中学校の」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第三号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

別表（十六）及び（十七）を次のように改める。

(16) 特別支援学校教諭専修、1種、2種免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校の教諭の専修、1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校教諭専修免許状		特別支援学校教諭1種免許状		特別支援学校教諭2種免許状
	免 許 法 規 則	別表第7 第18条	別表第7 第18条	29年改正法附則第17項 第18条	別表第7 第18条
特別支援学校の教員としての在職年数	3	3	3	3	3
修得することを必要とする総単位数	15	6	4	4	6
特別支援教育に関する科目単位数	特別支援教育に関する科目単位数	15	6	4	6
	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	1	1
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	3	2	3
免許法施行規則第7条に定める科目区分	第一欄	特別支援教育領域に関する科目	3	2	3
	第二欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	1	1
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	1	2	
所 持 免 許 状	特別支援学校教諭の1種免許状	特別支援学校教諭の2種免許状	29年改正法による改正前の免許法別表第1又は別表第7により授与された盲学校、聾学校又は養護学校教諭の2級普通免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員として	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状
備 考	<p>(1) 2種免許状の授与を受けようとする場合の在職年数には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員としての在職年数を含むことができる。</p> <p>(2) 専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとする場合は、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として在職した年数とする。</p> <p>(3) 第2欄に掲げる単位の修得方法は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目を含んで修得するものとする。</p> <p>(4) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p>				

(17) 特別支援学校自立教科教諭1種、2種免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校自立教科教諭1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校自立教科教諭1種免許状						特別支援学校自立教科教諭2種免許状					
	第17条											
免 許 状 の 種 類	第64条第2項						第64条第2項					
免 許 状 の 種 類	第17条											
免 許 状 の 種 類	理 療	理 学 療 法	音 楽	理 容	特 殊 技 芸 (美術、工芸及び被服)	理 療	理 学 療 法	音 楽	理 容	特 殊 技 芸 (美術、工芸及び被服)		
特別支援学校の教員としての在職年数	5	5	10	10	10	5	5	5	5	5		
修得することを必要とする総単位数	10	3	0	0	0	15	6	10	0	10		
理 療 に 関 する 科 目 単 位 数	7					9						
音 楽 に 関 する 科 目 単 位 数								4				
特 殊 技 芸 の 教 科 に 関 する 科 目 単 位 数										4		
特別支援教育に関する科目単位数	3	3				6	6	6	6	6		
第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目						4	4	4		4		
第二欄 特別支援教育領域に関する科目	3	3				2	2	2		2		
免 許 法 施 行 規 則 第 7 条 に 定 め る 科 目 区 分	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目											
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目											
所 持 免 許 状	特別支援学校自立教科教諭2種免許状					特別支援学校自立教科助教諭免許状						
備 考	(1) 理療に関する科目の単位を修得するに当たっては、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの各分野にわたり修得することが望ましい。 (2) 音楽に関する科目の単位の修得方法は、附表(2)に定める音楽の教科の修得方法にならうものとする。 (3) 特殊技芸の教科に関する科目の単位の修得方法は、美術及び工芸の教科については附表(2)に定める美術及び工芸の教科の修得方法にならうものとし、被服の教科については同表に定める家庭の教科のうち被服学(被服製作実習を含む。)の科目について修得するものとする。											

附 則
この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭